平成30年度　労働トラブル防止総合講座

各種労働関係法の改正と強化される行政指導等への対応











5つの労務管理の重大課題対策を

５人の労働専門弁護士が解説

主　催　愛知県下各労働基準協会

名北・名古屋南・名古屋東・名古屋西・豊橋・岡崎・一宮・半田・刈谷・豊田・瀬戸・江南・津島・西尾 労働基準協会

平成30年度　労働トラブル防止総合講座　ご案内

安倍政権は、平成30年1月からの通常国会を「働き方改革国会」と位置づけ、長時間労働の是正、非正規労働者の不合理な待遇の禁止等を柱とする、働き方改革関連法案を提出し成立を目指しております。特に長時間労働は、労働基準監督署の監督指導、企業名公表が強化され、悪質として送検・処罰される企業も後を絶ちません。

また、昨年5月に改正個人情報保護法が全面施行、本年1月より改正職業安定法が施行、消滅時効期間5年拡大を含む改正民法が2020年に施行予定となり、企業には今後さらに厳密な労務管理の実施が求められます。

そこで愛知県下各労働基準協会では、労働分野で活躍される弁護士に下記の内容をお聴きする全5回の「労働トラブル防止総合講座」を本年度も開催します。 ぜひともご参加いただきたくご案内申し上げます。

●会　場　ウインクあいち(愛知県産業労働センター) 名古屋市中村区名駅4丁目4-38

●時　間　午後１時３０分 ～ 午後４時３０分

●総括ﾃｰﾏ　各種労働関係法の改正と強化される行政指導等への対応

第1回 平成30年6月26日(火)

“消滅時効期間５年に拡大”を含む 民法改正

労務管理を中心とした企業に与える影響と対策

西脇法律事務所 所長 弁護士　西　脇　明　典　氏



平成29年の民法改正により消滅時効期間が1年から5年に延長され、3年後に施行されます。労働基準法では消滅時効は、賃金、有給休暇、災害補償、その他の請求は2年間、退職手当の請求は5年間で、民法改正の影響は受けません。

しかし、労働者を守るべき労働基準法の時効が民法を下回る矛盾が生じるため、労働基準法の時効2年を5年とする改正が今後予想されます。

都道府県労働局のあっせん、地方裁判所の労働審判、労働裁判、合同労組との団体交渉等で争われる個別労働紛争は、現在でも数多く発生しており、労働債権の時効が拡大されれば、企業にとってはさらに熾烈なものとなります。

そこで、改正民法の概要、紛争解決制度の現状とこれからの対応の留意点、企業に求められる今後の労務管理の在り方についてお聴きします。



【講師プロフィール】

中央大学法学部卒。労働問題をめぐる使用者・企業側の立場による、訴訟、労働審判、団体交渉の対応、相談を行い、事業主団体等での労働関係講演も数多い人気講師。労働基準協会主催講習でも15年間講師を担当。経営法曹会議幹事。元愛知労働局紛争調整委員会あっせん委員。元愛知県産業労働部労働福祉課労働相談員

第2回 平成30年8月30日(木)

改正職業安定法、改正個人情報保護法

適法に収集できる募集、採用、労務管理における 労働者の情報と保管、破棄方法

成田・長谷川法律事務所 パートナー弁護士　長谷川　ふき子　氏



平成29年5月に改正個人情報保護法が全面施行され、差別や偏見につながる恐れがある人種・信条・病歴などが含まれる個人情報を「要配慮個人情報」として、本人の同意なく集めたり外部に提供することが禁止されました。

また、本年1月から改正職業安定法が施行され、ハローワーク、ホームページ等を活用し労働者の募集を行う際に明示する労働条件に、試用期間の有無、固定残業制の採用等が追加されました。

労働者の募集、採用後も労働条件を明示し、説明することは企業の当然の義務です。一方、勤務時間、業務遂行に直結する労働者の情報は、収集の必要があり、情報がなく採用後に求められる業務ができなかったり、労使紛争となる事例もあります。

両改正法の内容と、適法に収集できる労働者の情報とその保管、破棄方法をお聴きします。



【講師プロフィール】

東京理科大学理学部卒業後、東京大学法学部に再入学し卒業時に司法試験に合格の異色の理系女子弁護士。愛知県弁護士会副会長。愛知労働局紛争調整委員会委員、愛知県弁護士会労働審判制度対策特別委員会委員、愛知県弁護士会両性の平等委員会委員。経歴を生かし、化学薬学分野等の医療機関問題、情報管理問題への対応・講演も多い。

第3回 平成30年10月19日(金)

長時間労働是正等を目的に強化された行政の監督指導と司法処分の仕組み

監督指導の内容、方法、留意点と送検、起訴、判決までの舞台裏

宮澤俊夫法律事務所 所長 弁護士 宮 澤 俊 夫 氏

長時間労働是正のため厚生労働省は、平成28年度より重点監督対象を従来の100時間から月80時間を超える時間外・休日労働が行われた疑いのある事業場としており、23 ,915事業場 のうち10,272事業場(43.0%)で違法な時間外労働を確認したため、是正・改善に向けた指導を行いました。



また、平成28年12月策定の「過労死等ゼロ」緊急対策にて、違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップへの都道府県労働局長等の指導と企業名公表も行われております。

なお、愛知労働局では平成28年に6,323事業場に対し監督指導が行われ、労働基準法、労働安全衛生法等の違反被疑事件として、検察庁へ68件の送検が行われています。

そこで、行政の監督指導の内容、方法、留意点と、送検後の流れについてお聴きします。



【講師プロフィール】

金沢大学法学部を卒業し司法試験合格。東京地方検察庁検事に任官し、昭和63年に名古屋法務局訟務部付検事を最後に退官。企業法務を多く手掛け、ち密な解説には定評がある。愛知労働局労災法務専門員・公共調達監視委員会委員長、愛知県仕事と生活の調和推進事業検証委員会委員長、愛知県雇用労働相談センター代表弁護士、愛知県弁護士会民事弁護委員等要職を歴任。

第4回 平成30年12月7日(金)

働き方改革関連法案等で求められる同一労働同一賃金

定年後継続雇用者・派遣・有期契約・パートタイム労働者等のこれからの労務管理

森法律事務所 所長 弁護士 森 美 穂 氏

今国会での法案提出、成立が予想される働き方改革関連法案の大きな柱が、同一労働同一賃金を考慮した非正規労働者の不合理な待遇の禁止です。平成29年3月に働き方改革実現会議にて「働き方改革実行計画」が決定され、同一労働同一賃金の実効性を確保する法制度とガイドラインを整備することとなっております。



この計画に基づき関連法案で、パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法が改正され、不合理な待遇差を解消するための規定の整備、労働者に対する待遇に関する説明義務の強化がなされる予定です。

平成28年のパート・契約社員、派遣労働者等の非正規労働者は、全労働者の37.5%を占めており、同一労働同一賃金から見て問題があるケースも多く、定年後再雇用の嘱託社員と正社員の賃金格差をめぐる長澤運輸事件の最高裁の判断も注視されております。

紛争化しない今後の労務管理をお聴きします。



【講師プロフィール】

神戸大学法学部卒。平成14年弁護士事務所を開設。事業主団体等での労働問題に関する講演が多く、メンタルヘルス・ハラスメント問題での講演、執筆も行う。経営法曹会議会員。愛知労働局紛争調整委員。愛知県中小企業特別労働相談員。元三重県労働委員会公益委員、元愛知県男女共同参画審議会委員

第5回 平成31年2月28日(木)

罰則付き時間外労働の上限規制、改正労働基準法

世紀の労働時間制度大改革に円滑対応するための労務管理

庄司法律事務所 所長 弁護士 庄 司 俊 哉 氏

働き方改革関連法案のもう一つの大きな柱が、長時間労働の是正と多様で柔軟な働き方の実現等です。長時間労働による過労死、過労自殺事件がマスコミ等で大きく取り上げられ、平成28年度の精神障害の労災請求件数、支給決定件数は過去最高となりました。また、裁判で最も高額な賠償・和解がなされた10の事例のうち、9事例が過重労働によるものです。



長時間労働は、労働者の生活、健康、命に係わり、少子高齢化が進む中、国民的な課題でもあります。

改正法案には、罰則付き時間外労働の上限規制、中小企業の長時間労働割増賃金率引き上げ猶予措置廃止、有給休暇の年5日以上付与義務化等の長時間労働是正対策が盛り込まれる一方、裁量労働制の対象業務拡大、高度プロフェッショナル制度の創設等の、労働者の能力発揮と企業の競争力向上を図るための働き方が可能な内容も含まれております。

法改正への円滑な対応と活用策をお聴きします。



【講師プロフィール】

中央大学法学部卒。労働災害、過労死、過労自殺をめぐる安全配慮義務等に関する数々の講演を行う。弁護士会の裁判劇を手掛け、愛知県下各労働基準協会が上演する 90分の労働災害劇「波紋ある工場の悲劇」、労使紛争解決手続の3つの実演劇の脚本、劇中解説も担当。元愛知県弁護士会副会長。元愛知労働局紛争調整委員。

対　象　企業経営者、労務人事・安全衛生部門責任者、担当者等

定　員　150名（各回定員になり次第締め切ります）

費　用　会　員　1回　6,200円　5回　25,000円（6,000円割引）
非会員　1回　8,200円　5回　33,000円（9,000円割引）
いずれも資料代・税を含みます。

連絡先　一般社団法人　名北労働基準協会　総合受付
〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1
電　話（052）961－1666　FAX（052）962－1670

会　場　ウインクあいち（愛知県産業労働センター）

電車の場合
JR・地下鉄・名鉄・近鉄）名古屋駅より
◎JR名古屋駅桜通口から　ミッドランドスクエア方面　徒歩5分
◎ユニモール地下街　5番出口　徒歩2分
◎名駅地下街サンロードからミッドランドスクエア、マルケイ観光ビル
名古屋クロスコートタワーを経由　徒歩8分

お車の場合
名古屋高速都心環状線「錦橋」出口より約6分　駐車場 123台収容



申込要領	申込書を各労働基準協会へファックスのうえ、開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込ください。 実施機関（名北協会）より受講票を受講日の7日前までにお送りいたします。			

	名　称	所　在　地	電話番号	FAX番号	対象地区
申込先	（一社）名北労働基準協会	〒462-8575　名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
	（一社）名古屋南労働基準協会	〒455-0014　名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
	名古屋東労働基準協会	〒467-0863　名古屋市瑞穂区牛巻町8-9　渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
	名古屋西労働基準協会	〒450-0003　名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清州/北名古屋市/西春日井郡
	豊橋労働基準協会	〒440-0874　豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
	岡崎労働基準協会	〒444-0831　岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
	一宮労働基準協会	〒491-0044　一宮市大宮1-3-6　グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
	（一社）半田労働基準協会	〒475-0902　半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
	（一社）刈谷労働基準協会	〒448-0853　刈谷市高松町1-29　ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
	豊田労働基準協会	〒471-0826　豊田市トヨタ町1番地　トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
	瀬戸労働基準協会	〒489-0805　瀬戸市陶原町1-8　瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
	津島労働基準協会	〒496-0044　津島市立込町3-26　ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
	江南労働基準協会	〒483-8164　江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
	西尾労働基準協会	〒445-0062　西尾市丁田町五助6-1　山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市

振込先（実施機関） 一般社団法人　名北労働基準協会	三菱東京UFJ銀行（平成30年4月1日以降は三菱UFJ銀行）　黒川支店　普通預金　No.2036133 一般社団法人　名北労働基準協会　　※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。

平成30年度 労働トラブル防止総合講座　申込書（コピー可）

事業場名		TEL FAX	（　　）　－ （　　）　－
事業内容		労働者数	人
所在地	〒		

ご出席者	氏名	所属部署・職名	受講日（レを付けて下さい）
			□5回とも　□6月26日　□8月30日 □10月19日　□12月7日　□2月28日
			□5回とも　□6月26日　□8月30日 □10月19日　□12月7日　□2月28日

会費支払時期	月　　日銀行支払	受講票送付先	受講者・担当者（部署名　　・　　様）

会員番号※					

※会員番号　名北協会のみ郵送にてご案内の場合は、ご送付した封筒表面の番号をご記入ください。
※個人情報　この申込書でご提供いただいた個人情報は、今回お申し込みいただいた講座の参加者資料として使用し、参加者の同意なく目的外の利用を行なうことはありません。